

【公社の家賃助成制度】

対象世帯：新婚・子育て世帯及び三世代隣居・近居世帯



担当課	団地名	住所	家賃助成内容	
			フリーレント 1ヵ月	フリーレント 2ヵ月
営業企画課	アメニコート尼崎	尼崎市潮江1丁目	●	
	アミグ 潮江アネックス	尼崎市潮江1丁目13番1	●	
	アメニコート武庫之荘	尼崎市武庫之荘東1丁目8番6	●	
	アメニコート伊丹南町	伊丹市南町2丁目3番22	●	
	アメニコート伊丹南町Ⅱ	伊丹市南町2丁目3番20	●	
	伊丹鴻池 (2)(4)(6)	伊丹市鴻池1丁目2番		●
	伊丹池尻	伊丹市池尻5丁目24番		●
	川西松ヶ丘(1)(2)	川西市松が丘町2	●	
	宝梅園 (1)(2)	宝塚市青葉台1丁目1		●
	宝塚安倉 (3)(4)(5)	宝塚市安倉3丁目6		●
	ソリオ宝塚	宝塚市栄町2丁目1番1	●	
	アメニコート宝塚湯本	宝塚市湯本町9番18	●	
	グ イント西宮	西宮市池田町9番7	●	
	アメニコート西宮いしざい	西宮市石在町19-3	●	
	西宮田近野 (3)	西宮市田近野町7番4号	●	
	アメニコート甲子園Ⅰ(A)	西宮市甲子園町8番1	●	
	アメニコート甲子園Ⅰ(B)	西宮市甲子園町8番2	●	
	アメニコート甲子園Ⅱ	西宮市南甲子園2丁目1	●	
	アメニコート甲子園Ⅲ	西宮市甲子園町18番1	●	
	アメニコート西宮北口	西宮市両度町3番2号	●	
	芦屋浜高層 (若葉)	芦屋市若葉町4番		●
	芦屋浜高層 (高浜)	芦屋市高浜町5番		●
	アメニコート芦屋春日	芦屋市春日町15		●
	ラポ ル芦屋(東館)(北館)	芦屋市大原町	●	
	アメニコート住吉本町	神戸市東灘区住吉本町1丁目10番46	●	
	アメニコート岡本	神戸市東灘区岡本3丁目10番16	●	
	東垂水 (1)(2)(3)	神戸市垂水区青山台5丁目6		●
	東垂水南(1)(2)(3)(4)	神戸市垂水区青山台4丁目2		●
	伊川谷 (1)(2)(3)	神戸市西区伊川谷町別府		●
	アメニコート西明石(1)(2)(3)	明石市和坂	●	
	播磨本荘	加古郡播磨町北本荘6丁目5-17		●
	城の宮 (2)(3)<播磨城の宮>	加古郡播磨町野添城3丁目7		●
	姫路市川	姫路市市川台3丁目1		●
	姫路青山(3)<5.6号棟>	姫路市青山南3丁目		●
	播磨科学公園都市高層	赤穂郡上郡町光都2丁目20	●	
明舞事務所	明舞北	神戸市垂水区神陵台2丁目1		●
	神陵台特別住宅	神戸市垂水区神陵台2丁目3-10		●
	アメニコート明舞	神戸市垂水区狩口台1丁目16-1	●	

※ 三世代隣居・近居制度のみ高齢者向け優良賃貸住宅も対象（ただし、助成対象物件に限る）

※ 法人契約は全ての助成制度が対象外

【問合せ先】 営業企画課・・・TEL078-232-9878 〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-18-2
明舞事務所・・・TEL078-912-4110 〒673-0862 明石市松が丘2丁目3-7

公社の家賃助成制度 概要

1 期間

令和7年8月20日(水)以降の申込受付分

※原則申込から45日以内の賃貸借契約を締結すること



2 対象世帯

期間中に申込をした新婚・子育て世帯及び三世代隣居・近居世帯

【新婚・子育て世帯】

(1) 新婚世帯

- ①申込時点において夫婦(婚約及び内縁関係を含む)の合計年齢が80歳未満の世帯
- ②婚約者と申込む場合は、契約後3か月以内に入籍(内縁関係を含む)できること

(2) 子育て世帯

- ①申込時点において18歳未満の子を扶養している世帯(妊娠している場合を含む)
- ※母子世帯・父子世帯も含まれます

【三世代隣居・近居世帯】

- ・「親世帯」と「子孫世帯」の両世帯を合わせると、親、子、孫の三世代となる必要がある
- ・「親世帯」とは「夫婦のみ」又は「60歳以上の単身者」の世帯、「子孫世帯」とは同居者に中学校を卒業するまでの子供がいる世帯

(1) 隣居

- ①親世帯と子孫世帯のそれぞれが同じ対象物件に新たに契約して入居すると、親世帯・子孫世帯ともに助成対象となります

(2) 近居

- ・対象物件から2km以内に三世代(2戸)が居住することで近居となり、新たに契約する1住戸が助成の対象となります
- ①既に入居中の親世帯又は子孫世帯と同じ対象物件に新たに入居する場合
- ②対象物件から2km以内に居住する世帯と親子関係にあたる世帯が、新たに契約して入居する場合

3 家賃助成内容について

- (1) 契約日から1か月間または2か月間のフリーレント(家賃免除〔共益費は除く〕)を実施
- (2) フリーレントは、賃貸借契約が継続することを前提に行うものとするため、契約日から1年を経過するまでに借主側の事情によって賃貸借契約が終了したとき、または家賃相当額等の滞納があったときは、フリーレントを取消し家賃相当額をお支払いいただきます。

※公社が実施する他の家賃助成制度と併用することはできません

4 対象物件及び期間

フリーレント 期 間	対 象 団 地
1か月	AC 尼崎・アミング潮江アネックス・AC 武庫之荘・AC 伊丹南町・AC 伊丹南町Ⅱ 川西松が丘(1)(2)・ソリオ宝塚・AC 宝塚湯本・ヴィエント西宮・AC 西宮いしざい 西宮田近野(3)・AC 甲子園Ⅰ(A)・AC 甲子園Ⅰ(B)・AC 甲子園Ⅱ・AC 甲子園Ⅲ AC 西宮北口・ラポルテ芦屋(東館・北館)・AC 住吉本町・AC 岡本・AC 明舞 AC 西明石(1)(2)(3)・播磨科学公園都市高層
2か月	伊丹鴻池(2)(4)(6)・伊丹池尻・宝梅園(1)(2)・宝塚安倉(3)(4)(5) 芦屋浜高層(若葉・高浜)・AC 芦屋春日 東垂水(1)(2)(3)・東垂水南(1)(2)(3)(4) 伊川谷(1)(2)(3)・播磨本荘・城の宮(2)(3)〈播磨城の宮〉・姫路市川 姫路青山(3)〈5・6号棟〉・明舞北・神陵台特別

※AC はアメニティコートの略称